

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法第 801 条第 3 項第 2 号
ならびに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 10 月 6 日

株式会社東邦銀行

野村證券株式会社

2025 年 10 月 6 日

吸収分割に係る事後開示事項

福島県福島市大町3-25
株式会社東邦銀行
取締役頭取 佐藤 稔

東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村證券株式会社
代表取締役社長 奥田 健太郎

株式会社東邦銀行（以下「分割会社」といいます。）および野村證券株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2024年7月26日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2025年10月6日を効力発生日として、分割会社が登録金融機関業務に係る事業に関して有する顧客口座に係る権利義務を承継会社が承継する吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割、承継会社においては会社法第796条第2項に定める簡易分割に該当します。

本件分割に係る事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割の効力発生日（会社法施行規則第189条第1号）
2025年10月6日
2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - （1）反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

本件分割は、会社法第784条第2項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、分割会社の株主は本件分割につき差止請求をすることができません。
 - （2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

本件分割は、会社法第784条第2項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、分割会社の株主は会社法第785条第1項による株式買取請求を行うことができません。
 - （3）新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

分割会社において、会社法第787条第1項第2号の規定に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第789条）

分割会社は、会社法第789条第2項および同条第3項の規定に従い、2024年8月8日付の官報および電子公告にて、債権者に対し公告を行いました。申述期限までに同条第1項第2号の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第797条の規定および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第796条の2）

本件分割は、会社法第796条第2項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第796条の2但書の規定により、承継会社の株主は本件分割につき差止請求をすることができません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）

本件分割は、会社法第796条第2項の規定に定める簡易分割に該当するため、会社法第797条第1項但書の規定により、承継会社の株主は会社法第797条第1項による株式買取請求を行うことができません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第799条）

承継会社は、会社法第799条第2項および同条第3項の規定に従い、2024年8月8日付の官報および電子公告にて、債権者に対し公告を行いました。申述期限までに同条第1項第2号の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、2025年10月6日をもって、本件吸収分割契約書の定めにより、分割会社が登録金融機関業務に係る事業に関して有する顧客口座に係る権利義務を承継しました。

5. 会社法第923条の変更の登記（本件分割に係る変更登記）をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2025年10月6日から2週間以内に行う予定です。

6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以 上